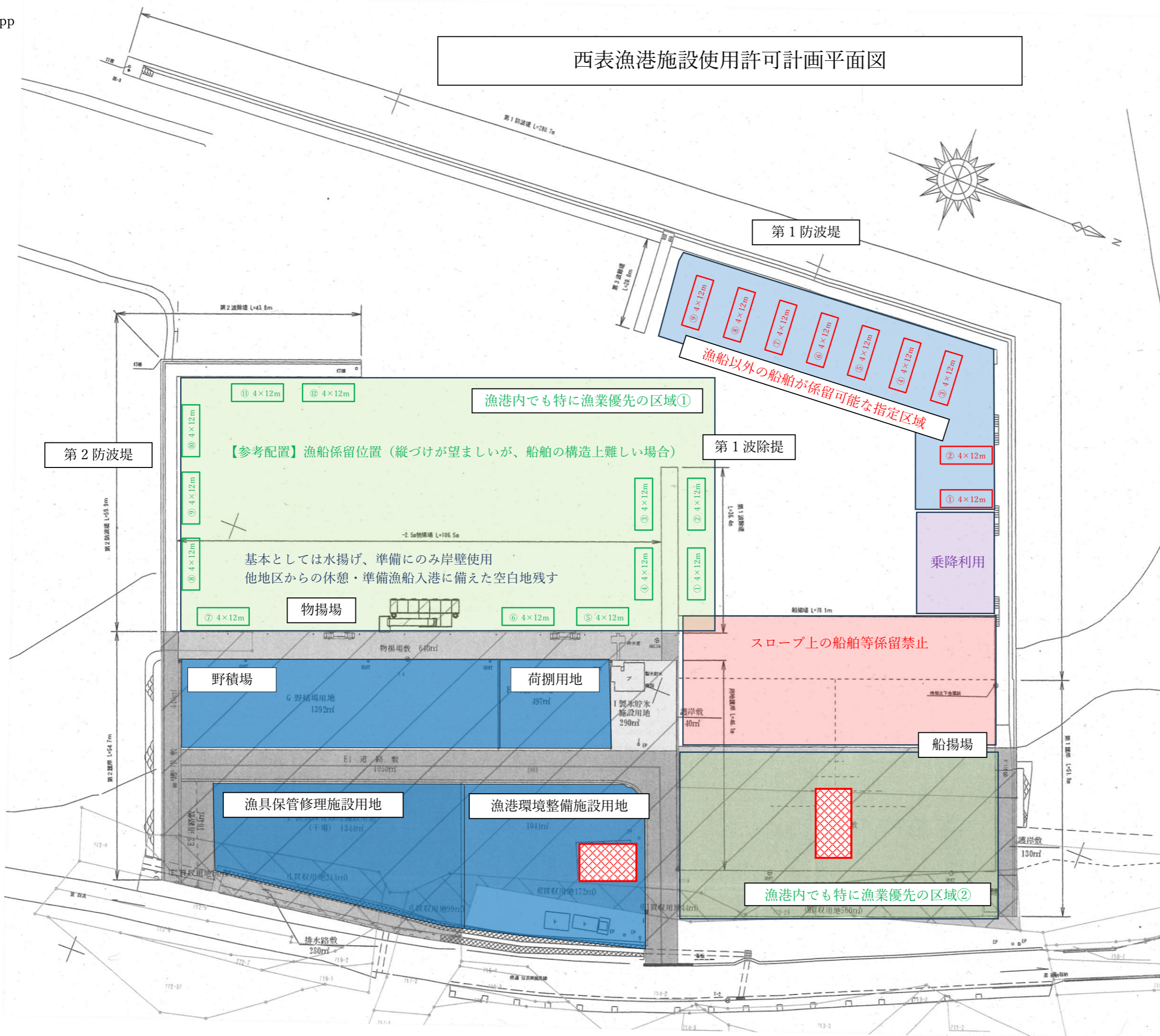


西表漁港施設使用許可計画平面図



漁港施設利用について

水域及び陸域のすべての漁港施設・区域（漁港周辺海域・隣接公園を含む）において、漁業以外の目的で使用する場合には、町長の許可を受ける必要があります。指定の方法にて使用許可申請を提出し、許可を受けてください。

詳しくは竹富町公式ホームページ内「竹富町内の漁港施設の使用許可について」を参照してください。

○漁船以外の船舶が係留可能な指定区域

左図の枠内（水域水色）でを使用する場合は、指定施設使用許可申請書（竹富町漁港管理条例第8号様式）にて許可申請。

○指定施設以外の漁業以外での使用

甲種漁港施設目的外使用許可申請書（竹富町漁港管理条例第9号様式）にて許可申請。

○指定区域以外の区域使用について

指定区域以外においては漁業以外の使用は基本認められません。また、上記許可申請についても必ずしも使用を許可することはなく、漁業に支障がないこと及び必要性を判断したうえで使用の可否を通知いたします。なお、使用において以下等の使用料が発生します。

○使用料（一部抜粋）

岸壁、物揚場、船揚場等の係留施設	船舶 5 t 未満	110 円/日
	船舶 5～20 t	220 円/日
	船舶 20～100 t	440 円/日
野積場、漁具干場及び漁港施設用地	1 m ² につき	2 円/日

○注意事項

【入出港届】

総トン数 20 t 以上の船舶が入港又は出向する場合には、町長に届出をする必要があります。ただし、監視船及び警備船その他公務に従事する船舶は除きます。

【過料】

漁港施設の使用において、竹富町漁港管理条例に定める違反等を行う又は使用料等の支払いを不正に免れた者には、徴収を免れた金額の 5 倍（5 万円以下の場合は 5 万円）に相当する金額以下の過料を科します。

【退港】

漁港の使用において、竹富町漁港管理条例及び同施行規則、漁港維持運営計画に違反するときは、退港を命じることがあります。